

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、子育て家庭が子育てのしやすさを実感できる社会の構築に向けて、県内の事業者等が実施する子育て家庭に優しい環境整備やこれまでのサービスにとらわれない子育ての負担感などの意識を変える子育て支援サービスを開発する民間事業を支援することで、社会全体の子育てに対する意識を変え、子育てを応援する機運を醸成することを目的として、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる民間の事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、交付対象となる店舗、施設等は、医療施設、助産所、産後ケア施設、社会福祉施設を除く。

○子育て応援枠、家事育児サポート枠

- (1) 高知県内で販売、サービスの提供又は営業、製造等の事業を実施している者（実施予定を含む）。
- (2) 補助金申請時又は補助事業完了までにこうち子育て応援の店に登録している店舗、施設等であること（家事育児サポート枠を除く。）。
- (3) 県内で日常的に店舗、施設等を設けて事業を実施又は、実施予定であること（家事育児サポート枠を除く。）。

○屋内の遊び場枠

- (1) 高知県内で販売、サービスの提供又は営業等の事業を実施している者（実施予定を含む）。
- (2) 補助金申請時又は補助事業完了時までにプレミアムこうち子育て応援の店に登録している店舗、施設等であること。
- (3) 県内で日常的に店舗、施設等を設けて事業を実施又は実施予定であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（この要綱において、以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 子育て応援枠

ア 備品等購入事業

子育て家庭に対するサービスを実施するための備品等の購入を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（高知家子育て応援子育て応援アプリ（以下「子育て応援アプリ」という。）への掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。

イ 施設整備事業

子育て家庭が施設等を利用する場合に子育て家庭に配慮した施設の設置、改修を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（子育て応援アプリへの掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。

ウ 広報事業

子育て応援を行う店舗等又は補助事業を活用したサービスであることの広報を行う事業。ただし、補助事業を実施する場合は、ア又はイの事業を実施すること。

(2)家事育児サポート枠

県内で実施する子育て応援に関する新たな製品の開発又は新たにサービスを実施する事業であって、第2条の目的に合致すること。

(3)屋内の遊び場整備枠

天候や季節に左右されない安全かつ快適に遊べる屋内遊び場を整備することにより、子どもの健全育成及び子育てしやすい環境づくりを目的として県内で屋内の遊び場を整備を行う事業であって第2条の目的に合致すること。また、以下のア～オを全て満たす事業。

ア 新たな屋内の遊び場の整備であること。

イ 建物内に設置された、主に未就学児及び小学生の遊び場を対象とした専用スペースであること。

ウ 天候や季節に左右されず、年間を通じて利用できること。

(常設でないものについては、定期的に一定期間(1ヶ月程度)設置すること。)

エ 施設の魅力のひとつとして、子育て家庭の利用につながるものであること。

オ 概ね5組以上の親子が一度に利用しても差し支えない程度の屋内の遊びスペースであること。

(補助対象経費、補助限度額及び補助率)

第5条 補助対象経費、補助限度額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、子育て応援枠については、前条第1項の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。家事育児サポート枠の申請においては、別に定める補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく補助金審査会の意見を踏まえて補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。屋内の遊び場整備枠の申請においては、別表第2の審査基準に基づき審査を行い、基準を満たす場合に、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行う。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。

- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額を増額する場合。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合。ただし、軽微な変更（補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）をする場合は、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）申請書により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受領した場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(財産処分制限等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が10万円以上の施設財産、機械装置及び備品等（以下「取得財産等」という。）については、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第6号様式による取得財産の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施においては県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条第3項、第15条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分	補助対象経費		補助率及び 補助限度額
	補助対象 事業区分	内容	
子育て応援枠 ^{※1}	子育て応援に必要な以下の整備に係る経費		【子育て応援の店 ^{※2} 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:10万円 【プレミアム子育て応援の店 ^{※3} 】 補助率:定額 補助限度額:20万円
	(1)備品等 購入事業	子育て応援に必要な備品等の購入に係る経費(子ども用トイレ、ベビーベッド、ベビーサークル、おむつ交換台、ベビーカー、子ども用椅子、補助便座、おもちゃセット、絵本、子ども用食器類に類するもの)	
	(2)施設整備 事業	子育て応援に当たって必要な施設の設置、改修に係る経費(子ども用トイレの設置、おむつ交換台の設置、授乳スペースの設置、子ども優先レーンの設置、キッズスペースの設置)	
	(3)広報事業	子育て応援に関する広報に係る経費 ※広報費のみの実施は不可((1)又は(2)の取り組みが必要)	
家事育児サポート枠	子育て応援に関する施設整備を伴う新たな製品の開発又はサービスの実施に係る経費		補助率:3分の2以内 補助限度額:100万円
	(1)謝金	専門家謝金	
	(2)旅費	専門家旅費、職員旅費	
	(3)市場調査費	新商品開発やサービス開発に関する調査に係る経費	
	(4)機械設備費	機械装置又は、備品、設備の整備等(購入、改良、修繕、借用)に係る経費	
	(5)庁費	印刷製本費、消耗品費、広告宣伝費、自社HP作成費、アプリ開発費、求人広告費、店舗又は事務所の賃借費(敷金、礼金、保証金は除く)	
屋内の遊び場整備枠	屋内の遊び場整備に必要な以下の購入、設置に係る経費		【プレミアム子育て応援の店 ^{※3} 】 補助率:定額 補助限度額:200万円
	(1)遊び場整備事業	・遊具(知育おもちゃ、運動遊具、クッション遊具に類するもの) ・マット、クッション、ベビーゲートに類するもの ・机、椅子、絵本に類するもの	

※1…(1)、(2)の事業を実施することに当たっては、子育て応援アプリへの掲載ほか、広報の取組を併せて実施すること(当補助制度を使用しない取り組みを含む。)

※2…こうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭に優しい優待サービスを提供している事業者。

※3…プレミアムこうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭の経済的負担の軽減につながる優待サービスを行っている事業者。

※補助対象とならない経費(例)

- ・法人の場合は、代表者及び役員(監査役、会計参与を含む。)の人件費。組合の場合は、役員及び組合員の人件費
- ・個人事業主の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の人件費
- ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・店舗又は事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等
- ・事業に直接関係のない店舗、事務所又は駐車場(例:従業員専用の駐車場等)の借入費
- ・火災保険料及び地震保険料
- ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
- ・第三者に貸す部屋等の賃借料
- ・不動産の購入費
- ・汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
- ・販売する製品等の制作や販売に必要なライセンス(販売権、キャラクター使用权等)の購入費
- ・他者からの知的財産等の買い取り費用
- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
- ・国際調査手数料及び国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・本補助金に関する書類作成代行費用
- ・旅行代理店の手数料
- ・対価を得るサービス(役務)の全部又は一部をそのまま外部に委託する経費
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料及び一括広告費
- ・公租公課(消費税及び地方消費税)及び各種保険料
- ・振込手数料及び代引き手数料

審査基準

①補助対象要件の確認 ※全て「適」であること

区分	確認項目	確認趣旨	適否
事業者要件	民間事業者であり、県内で販売・サービス提供・営業を実施しているか。	左記全てに該当しなければならない。	適・否
	医療施設、助産所、産後ケア事業施設、社会福祉施設に該当しないか。		適・否
	プレミアムこうち子育て応援の店に登録しているか。		適・否
	県内で日常的に店舗・施設等を設けて事業を実施しているか。		適・否
経費要件	新たな屋内の遊び場の整備か。		適・否
	屋内遊びスペースの環境整備に必要な備品の購入費及び設置に係る経費となっているか。		適・否
	補助対象外経費(運営費・人件費等)を含まないか。		適・否

②事業内容の審査 ※1.事業内容の(1)～(5)の項目で1項目でも0点がある場合は不可

区分	審査項目	審査事項	点数配分	点数	審査の視点
事業内容①	(1)建物内に設置された、未就学児・小学生向けの専用スペースとなっているか。	①遊び場が他の用途スペースと物理的・視覚的に区分されている	5	10	遊び場専用スペースであることの確認 図面・写真等により用途が明確に区分されていることを確認。
		②遊び場内に対象年齢の明示、または明示予定である	5		事故防止等のため、対象年齢の明記を行っているか確認。
	(2)天候や季節によらず、年間を通じて常設されており、利用可能となっているか。 常設でない場合も、定期的に一定期間(概ね1か月程度)設置するものであること。(年間4回以上) ※夏休み等の長期休暇や季節毎の設置等、子育て家庭が定期的に設置されていると認識できるものであること。	③常設=5点 ④常設でないが、定期的に年間4回以上一定期間(概ね一ヶ月程度)設置=2点	5	10	屋内設備か確認。また、短期間に実施するものに要する経費でないか確認。
		⑤空調がある場所に設置されている	5		空調があるか確認。
		⑥遊び場単体で、子育て家庭が利用したい施設となっている	10		単なる付属設備ではなく、集客・PRに寄与する位置づけである。遊び場単体で利用できるものや施設の特徴にあった遊び場であるか確認を行うもの。本来の目的に合致しない申請でないかを明確にする。 (例)飲食店などにあるキッズスペースは、飲食のついでに利用するものであり、遊び場単体で利用できる施設とはいえないため、不可。
	(3)施設等の魅力の一つとして、子育て家庭の利用促進につながる事業か。	⑦学習や創造性を促す玩具、教育プログラム、ワークショップ等が組み込まれている	5	15	知育玩具や学びの機会となるものを提供している。施設等の特性を活かした遊び場となっているか。
		⑧概ね5組程度以上の親子が同時に利用可能=5点	5		面積、玩具数、利用想定人数等から総合的に判断。屋内の遊び場として十分な広さか確認。
	(4)概ね5組以上の親子が同時に利用可能な規模か。	⑨遊び場の運営計画の期間 5年以上=5点 3年以上=3点 2年以上=1点	5	5	短期的・一過性の事業でないことを確認。申請書にて確認。最低2年間は、毎年利用者数報告を行うこと。
	(1)補助目的に合致しているか。 子育て家庭を応援する機運の醸成につながる事業内容となっているか。	①遊び場の設置において、既存施設との相互作用により、子育て家庭の利用促進となるもの。	10	25	休憩スペースや学びの場など、遊び場と連携する設備があるか。 例:親子で休憩できるスペースと併設されている。
		②遊び場の入場料をとらないなど、子育て家庭が広く利用できるものとなっている	5		一定の公益性を有しているか。
③「こうち子育て応援の店」のやさしいサービスの充実度に応じて加点する 粉ミルクのお湯の提供:2点 おむつ替えスペースの提供:2点 ベビーキープ設置トイレあり:2点 授乳用スペース有:2点 ベビーカー無料貸し出し:2点		10			
④玩具の多様性 未就学児・小学生を問わず遊ぶことができる玩具等を設置している。 幅広い年齢が対象となる玩具等=10点 限られた年齢が対象となる玩具等=5点 ※玩具等は運動、静的問わない。		10	多様な遊び場の提供ができているか。		
(2)補助目的に合致しているか。 天候や季節に左右されず、子どもと保護者が安心して過ごせる遊び場になっているか。	⑤(1)及び(2)の合計点 20点以上=10点、10点～19点=7点、5～10点以下=5点、5点以下=0点	10	10	補助事業を実施することによる社会的な効果として補助金の趣旨に即したものであるか。	
(3)補助目的と合致しているか。 実施する事業が子育てしやすい環境づくりにつながっているか。	⑥危険防止処置がなされている 玩具の安全点検計画が整備されている。	5	10	適切な危険防止措置の有無を確認。	
	⑦事故防止のための職員配置を考慮している	5			
(4)安全面への配慮がなされているか。					
合計点				100	

【審査方法】

- 「①補助対象要件の確認」はすべて「適」であること。
- 「②事業内容の審査」は、申請書を基に採点を行い、合計点数が60点以上であること。
- 「②事業内容の審査」は、事業内容①の(1)～(5)の項目で1項目でも0点がある場合は不可。

別表第3（第7条、第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。